

Tochigi Monthly 2026

組合活性化情報 *Information For Small Business Association*

特集

P1-3

下請法から取適法へ
～改正のポイントと注意点～

Contents

4. 組合NEWS

- ・益子焼協同組合
- ・YY協同組合
- ・ブルベ協同組合

5. FLASH

6-7. 景況レポート (令和8年1月)

8-9. よろず支援拠点コラム

10. 組合ニッポン!めぐり旅/Q&A

11. 関係機関からのお知らせ

12. 中央会からのお知らせ



かさましこ登り窯プロジェクト ～作品展示の様子(益子焼協同組合)

3月号
vol.694

下請法から取適法へ ～「準備」が未来を変える～

令和8年1月1日に施行された改正法により、旧下請法は「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（通称 取適法）」へと改められました。本法制の見直しにより、従来の「大企業を規制し、中小企業を保護する制度」という理解にとどまらず、**中小企業・小規模事業者自身も取引の当事者として適正な対応が求められる点**が重要となっています。

本特集では、改正法の内容のうち、特に中小事業者が留意すべき改正点および遵守事項を中心に解説します。

5つの改正ポイント

(1) 協議に応じない一方的な価格決定の禁止

中小受託事業者からの価格協議の求めに応じずに、一方的に代金を決定することは違反になります。協議を明示的に拒む場合だけでなく、例えば、協議の求めを無視したり、協議を繰り返し先延ばしにしたりして、協議を困難にさせる場合も違反になります。

→積極的に協議を求めることで、より実質的な価格協議を実現へ

(2) 手形払等の禁止

- 手形による代金の支払いは違反になります（「支払遅延」に該当）。
- 電子記録債権やファクタリングを使用する場合にも、支払期日（最長で、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内）までに代金満額相当の現金を得ることが困難なものは違反になります（「支払遅延」に該当）。

※中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、振込手数料を中小受託事業者に負担させ、製造委託等代金から差し引くことは違反になります（「減額」に該当）。

(3) 適用基準に従業員基準を追加

従来の資本金基準に加え、従業員基準（300人、100人）が追加され、規制及び保護の対象が拡充されます。資本金が小規模であっても一定規模の従業員を有する事業者は規制対象となり、また、従業員規模が小さい事業者はより広く保護対象に含まれることとなります。

(4) 対象取引に特定運送委託を追加

適用対象となる取引に、製造等の目的物の引渡しに必要な「特定運送委託」が追加されます。これにより、製造・販売過程に付随する運送業務についても取引適正化の対象となり、運送条件や対価の一方的な設定・変更が問題となる場合があります。

(5) 面的執行の強化

事業所官庁において、取適法に基づく指導及び助言ができるようになったほか、中小受託事業者が違反事実を情報提供しやすい環境を確保するために、執行機関に申し出たことを理由に不利益な取扱いを禁止（報復措置の禁止）しており、この情報提供先として、公正取引委員会及び中小企業庁に加え、事業所官庁が追加されます。

取適法の適用対象

受託取引の適用範囲は「取引内容」と「資本金または従業員数の基準」によって定められ、発注者がいずれかの基準を満たす場合は優越的地位にあるとみなして、不当行為を迅速・効果的に規制する仕組みです。

(1) 取引の内容

製造委託	物品を販売し、又は製造を請け負っている事業者が、規格、品質、形状、デザインなどを指定して、他の事業者には物品の製造や加工などを委託することをいいます。
修理委託	物品の修理を請け負っている事業者が、その修理を他の事業者には委託したり、自社で使用する物品を自社で修理している場合に、その修理の一部を他の事業者には委託することをいいます。
情報成果物作成委託	ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザインなどの情報成果物の提供や作成を行う事業者が、他の事業者にはその作成作業を委託することをいいます。
役務提供委託	者に対して運送やビルメンテナンスなどの各種サービス（役務）を提供する事業者が、提供する役務の全部又は一部を他の事業者には委託することをいいます。
特定運送委託 ※改正により追加	事業者が、販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った物品又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品について、その取引の相手方に対して運送する場合に、その運送の行為を他の事業者には委託することをいいます。

(2) 資本金または従業員数の基準

① 製造委託・修理委託、情報成果物作成委託・役務提供委託*1、特定運送委託

委託事業者	資本金 3 億円超	⇒	中小受託事業者	資本金 3 億円以下
	資本金 1 千万円超 3 億円以下			資本金 1 千万円以下
	従業員 300 人超			従業員 300 人以下

*1：プログラムの作成、運送、物品の倉庫保管及び情報処理に係るもの

② 情報成果物作成委託・役務提供委託*2

委託事業者	資本金 5 千万円超	⇒	中小受託事業者	資本金 5 千万円以下
	資本金 1 千万円超 5 千万円以下			資本金 1 千万円以下
	従業員 100 人超			従業員 100 人以下

*2：プログラムの作成、運送、物品の倉庫保管及び情報処理に係るものを除く

義務・禁止事項

委託事業者には、法律に基づき 4 つの義務と 11 の禁止事項（遵守事項）が課されています。

4 つの義務	11 の禁止事項（遵守事項）
① 発注内容等を明示する義務 ② 書類等を作成・保存する義務 ③ 支払期日を定める義務 ④ 遅延利息を支払う義務	① 受領拒否 ② 支払遅延 ③ 減額 ④ 返品 ⑤ 買ったたき ⑥ 購入・利用強制 ⑦ 報復措置 ⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済 ⑨ 不当な経済上の利益の提供要請 ⑩ 不当な給付内容の変更、やり直し ⑪ 協議に応じない一方的な代金決定

次のページでは、具体的なイメージとして違反行為の想定事例の一部をご紹介します。

たとえ中小受託事業者の了解を得ている場合や、委託事業者に違法性の認識がない場合であっても、本法に違反することがありますので、十分な注意が必要です。

○受領拒否（第5条第1項第1号）

中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等の受領を拒否することです。発注の取消し、納期の延長などで納品物を受け取らない場合も、受領拒否に当たります。

【ケース1】スーパー ⇒ 食料品メーカー

中小受託事業者の事情を考慮せず、一方的に納期短縮を指示したため、中小受託事業者は従業員を残業させて対応したが、期日までに納入できなかった。委託事業者は納期遅れを理由に、中小受託事業者が生産したプライベートブランド商品を受領しなかった。



○代金の支払い遅延（第5条第1項第2号）

発注した物品等は、受領日から60日以内に定められた支払期日までに代金を支払わない場合、支払遅延となります。検査や検収に時間を要する場合でも、受領後60日以内の支払いが必要です。また、手形の交付や、一括決済方式・電子記録債権など、支払期日までに代金全額を現金で受け取ることが困難な方法を用いることも支払遅延に該当し、禁止されます。

【ケース2】ソフトウェア販売業者 ⇒ ソフトウェアメーカー

検収後支払を行う制度を採用しているところ、納入されたプログラムの検査に3か月を要したため、納入後60日を超えて代金を支払っていた。

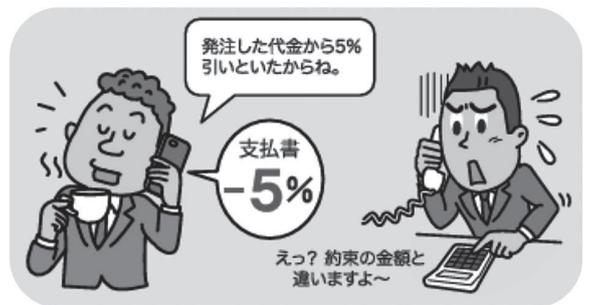


○不当な経済上の利益の提供要請（第5条第1項第3号）

中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を中小受託事業者に負担させ、代金の額から差し引くことは、減額に該当し、禁止されます。

【ケース3】自動車メーカー ⇒ 部品メーカー

自社所有の金型や治具を貸与して自動車部品の製造を委託していたが、大量発注の時期終了後、長期間にわたり部品発注を行わないにもかかわらず、金型等を無償で保管させていた。



○不当な給付内容の変更、やり直し（第5条第2項第3号）

中小受託事業者に責任がないのに、発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、受領した後にやり直しや追加作業を行わせる場合に、中小受託事業者が作業に当たって負担する費用等を委託事業者が負担しないことです。

【ケース4】荷主 ⇒ 運送会社

中小受託事業者が指定時刻に委託事業者の物流センターへ到着したが、委託側の積み込み準備が整っておらず、受託側は長時間待機を余儀なくされた。しかし、その待機時間に係る費用は負担されなかった。



取適法の詳細は
こちらをご参照
ください。



取適法関係情報
(公正取引委員会HP)



取適法ガイドブック

取適法に関するセミナーや講習会を
検討されている方は、中央会へお気
軽にご相談ください。



■ 窯出し 6 千点の作品が並ぶ

1月24日から25日にかけて、益子焼協同組合が参画する「かさましこ登り窯プロジェクト」において、益子参考館の大登り窯で、作品を取り出す「窯出し」が行われました。

同プロジェクトは、日本遺産認定5周年を記念した事業で、人間国宝の陶芸家・濱田 庄司が愛用した歴史ある登り窯を復活させる取り組みとして企画されたものです。

今回は約8年ぶりの火入れとなり、1月15日から18日にかけて行われた窯だきで、益子町と茨城県笠間市の陶芸家ら約100人が手掛けた作品が焼き上げられました。窯出し当日は、8室に分かれた登り窯から、参加者全員がバケツリレー方式で作品を運び出し、その数は概算で約6千点に上りました。

会場では、完成した作品を手に取りながら感想を語り合う姿が見られ、地域や流派を超えた交流が深まりました。作品の一部は、益子・笠間・東京の各地で展示販売が行われています。

同プロジェクトを通じ、益子焼・笠間焼の両組合が連携することで、陶芸文化の発信や技術継承に加え、両地域の地域活性化にもつながる取組となっています。

益子焼協同組合



■ 創立総会を開催

1月28日、「YY協同組合」の創立総会が開催されました。

本組合は、とび・土工・コンクリート工事業をはじめとする異業種の事業者11社により設立されました。

原材料費の高騰や円安の進行、人手不足、サプライチェーンの不安定化などを背景に、中小事業者を取り巻く経営環境は一段と厳しさを増しています。特に、建設関連業や製造業など現場を支える中小事業者においては、資材調達面での価格上昇や納期の不安定化が深刻な課題となっています。

こうした状況を踏まえ、本組合では資材の共同購買事業を中心に、スケールメリットを生かしたコスト削減と安定的な資材調達に取り組んでいく方針です。あわせて、外国人技能実習生の共同受入事業を実施し、技能・技術の適正な移転および人材育成を通じた国際貢献にも取り組んでいきます。

さらに、令和9年4月施行予定の育成就労制度を見据え、円滑な制度移行に向けた準備を進めることで組合員企業の持続的な事業運営を支えていきます。

YY協同組合



■ 創立総会を開催

2月12日、「ブルベ協同組合」の創立総会が開催されました。

本組合は、耕種農業およびとび・土工・コンクリート工事業を中心とする異業種8社により設立されました。

深刻化する人手不足やサプライチェーンの不安定化、急速に進むデジタル化への対応、さらにはランサムウェア等のサイバー攻撃に象徴される情報セキュリティリスクの高まりなど、中小企業を取り巻く経営環境は一層厳しさを増しています。

こうした状況を踏まえ、個社単独では対応が難しい課題について、事業者同士が連携し、協同の力で解決を図る必要性が共有されました。今後は、情報セキュリティ対策の強化や共同購買によるコスト削減、業務の合理化を柱に事業化を検討するとともに、外国人技能実習生の共同受入事業にも取り組む方針です。

さらに将来的には農福連携も視野に入れながら、多様な人材が活躍できる環境づくりを進めることで、組合員企業の持続的な事業運営を支えてまいります。

ブルベ協同組合



FLASH

～中央会事業の様子をお伝えします～

▶▶ 生成AI活用セミナーを開催（対象：物流ネットワーク栃木協同組合）

1月27日、物流ネットワーク栃木協同組合を対象に、専門家派遣事業を通じた標記セミナーを開催しました。

講師として、株式会社アヴァント 代表取締役 鶴見竜之介氏を迎え、「生成AIの活用方法について」をテーマにご講演いただきました。

講習では、生成AIが文章作成や企画立案など、新たなコンテンツを生み出すツールであるという基本的な考え方について解説が行われました。また、AIからの回答精度を高めるためのプロンプト（指示出し）の重要性について説明があり、実務での活用を想定した具体的な指示例が紹介されました。座学に加えて、音声認識AI「Notta」やWeb制作AI「Readdy.ai」を使った体験も行われ、参加者は議事録作成や簡易的なWebサイト構築を実際に体験しました。

鶴見氏は、「AIは『魔法』ではなく『超優秀なアシスタント』であり、まずは無料ツールから小さく使い始め、業務にフィットする活用方法を探ることが重要である」と述べました。



▶▶ 事業承継促進支援事業 成果普及報告会（対象：栃木県印刷工業組合）

1月29日、栃木県印刷工業組合を対象に、標記報告会を開催しました。

本事業は、組合全体で事業承継に関する課題を共有し、具体的な対応策を検討することを目的として実施してきたものです。

講師として、FPサポートバンク 代表 小峰俊雄氏をお招きし、円滑な事業承継の進め方や税制・支援制度の活用ポイントについて解説が行われました。

当日は、事前アンケート結果を基に、後継者育成や相続・税負担、従業員の理解といった組合員共通の課題が示されました。あわせて、個別組合員への専門家派遣の結果として、ローカルベンチマークを活用した財務分析やヒアリングを通じ、各社の経営状態が見える化され、事業承継に向けた課題整理や今後の対応方針の明確化につながったことが紹介されました。

小峰氏からは、「後継者育成や自社株対策などを含め、事業承継は早期から計画的に取り組む必要があり、専門家を活用することで課題整理と具体策の検討が進む」との助言がありました。



掲
載
無
料

- ★組合活動のPR！
- ★イベントの告知！
- ★商品のご紹介！
- ★こんなことに力を入れて取り組んでいます！
- ★ホームページを作りました！

などなど・・・どんな情報でも構いません。
ぜひ中央会マンスリーをご利用下さい！
情報の提供は、組合担当者までご連絡ください！



景況レポート

～52名の情報連絡員による報告～

令和8年1月分

1月の県内DI値は、収益状況と業界の景況が共に3.85ポイントずつ増加し、売上高は前月比で-11.54ポイントと減少した。

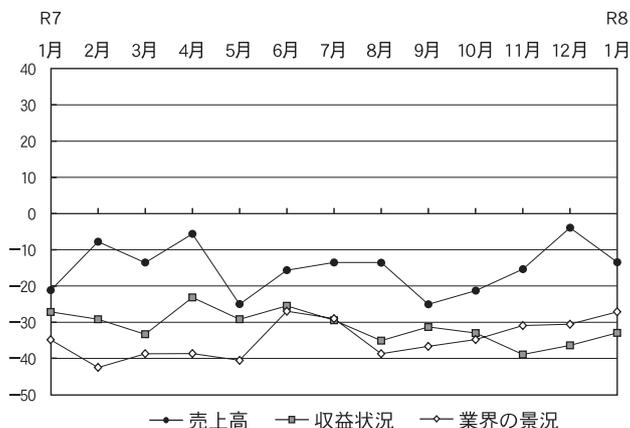
栃木県内の中小企業の景況は、受注をはじめとする生産活動に一定の持ち直しの動きが見られるものの、販売価格の引き上げ効果は限定的であり、依然として厳しい経営環境にあるといえる。今後は、需要の持続的な拡大や収益構造の改善に粘り強く取り組むとともに、省エネルギー化によるコスト削減や人材確保の強化を進め、着実な成長を図ることが求められる。

景況天気図（前年同月比のDI値）

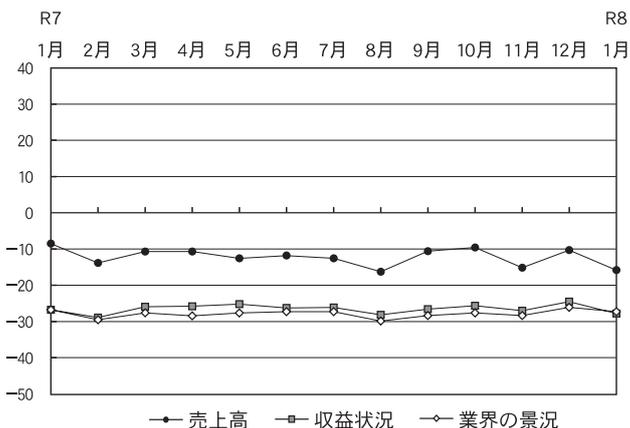
	全体	製造業	非製造業
売上高	-13.5	-12.0	-14.8
在庫数量	-2.9	0.0	-10.0
販売価格	28.8	24.0	33.3
取引条件	-17.3	-12.0	-22.2
収益状況	-32.7	-24.0	-40.7
資金繰り	-17.3	-8.0	-25.9
設備操業度	4.0	4.0	
雇用人員	-7.7	-4.0	-3.7
業界の景況	-26.9	-28.0	-25.9

DI値の推移（対前年同月比）

▼栃木県



▼全国



※DI (Diffusion Index) 値とは、景気の動きをとらえるための指標です。各景況項目について「増加・好転」との回答した業種から、「減少・悪化」との回答をした業種の割合をもとに示しております。

30以上	10以上 30未満	-10以上 10未満
-30以上 -10未満	-30未満	

製 造 業	食 料 品		仲間の活動地域内において、依然として得意先飲食店の廃業が続いている。原因は、経営者の高齢化、後継者難及び収益性の悪化が要因である。価格改定については、麺類の飲食店価格は、普通のラーメンの値段も一杯1,000円が当たり前になってきた。我々の卸す生ラーメン1玉が割の100円だとしても、飲食店の採算への影響はないと考えている。現状はまだまだ低く、価格改定を進め、社員確保及び労働条件改善の原資として活用しないと、魅力ある会社並びに業界とならないと共通認識している。また、若い30代位までの社員については、ネットを中心とした求人情報により、自社より労働条件の良い職場への転職が増加し、人材の流動化が進んでいる。将来性のある貴重な戦力を失うことは、大変困ったことである。(めん類製造業)
	織 維 工 業		昨年同時期に比べ、相変わらず国内よりも海外向けのレース需要がある。円安傾向も好影響と感じるが、国内の物価高が今以上に進行すると経営にも大きな影響が出てくると思われる。バランスをとった難しい運営になると思うが、新たな政治体制には期待したい。(絹・レース・繊維粗製品製造業)
	木 材 ・ 木 製 品		輸出向け梱包用木材資材の受注量は堅調に推移している。人手不足もあり、一部の加工を外注に出して間に合わせている。住宅業界の冷え込みにより、住宅用パネルを製作している工場に空きがあり、外注を受けてもらえた。住宅向け木材の荷動きは悪く、苦戦している。小規模の平家の物件を得意としているビルダーは棟数を確保できている一方、従来のビルダーや工務店は受注確保に苦勞していると思われる。(木材・木製品製造業)
	印 刷		例年1月は需要減退期。本年も厳しい状況だが、加えて、用紙が値上がりしており価格転嫁に苦慮している。今後さらなる収益悪化が懸念される。(印刷業)
	窯 業 ・ 土 石 製 品		正月休みも明け、原料の売上が少しずつ伸びてきた。観光客の数も週末には増えてきたが、売上は伸びていない。(陶磁器・同関連製品製造業)
	鉄 鋼 ・ 金 属		お正月休みから抜け出せないような経済の閉塞感である。金型関係は新規受注が延期となった。衆議院議員選挙があり、また仕事が止まりそうである。自動車部品は2月増産予定計画も束の間、予定変更の可能性がある。インフルエンザが感染拡大傾向にある。市内飲食店では、正月休み明けから来客数が減少している。お弁当代の値上げにより注文者数も減り、各自持参傾向にある。(金属製品製造業)
非 製 造 業	一 般 機 器		今月は景況に少し動きが見られた。「不変」で推移していた項目の中で、売上高が増加し販売価格及び設備操業度が上昇との回答が多かった。加えて、売上高は増加しているものの、仕入単価も上昇との回答も多かった。衆議院選挙を控え、国の財政運営で最も重視すべき考えとして、景気回復と成長を優先し、積極的に財政出動を行ってほしいとの意見が多かった。責任ある積極財政(将来を見据えた投資型の財政支出)の考え方は中小企業の成長には不可欠であり、強く賛成する組合員が多く見られた。積極財政で優先して欲しい分野は、エネルギー・原材料価格対策などのコスト支援や、社会保障・少子化対策を抑え、中小・零細企業向けの設備投資及び人材支援を最優先にとする意見が多かった。(一般機械器具製造業)
	卸 売 業		業種及び取扱商品によって流通量の増減に差がある。燃料価格は暫定税率廃止の決定により落ち着くと思われるが、物価高騰により仕入コストも上昇しているため厳しい状態が続いている。従業員の人員確保が難しい(募集をかけても集まりにくい)。賃金アップも対応していく中で、原資の確保の他、労働時間問題も検討していかなければならないため課題も多い。(各種商品卸売業)
	小 売 業		1月に入り、為替と欧州のアフリカ豚熱により豚輸入価格が値上がりし、輸入牛肉も同じく仕入価格が10%値上がりしたため、販売価格を値上げした。値上げの影響で販売も低迷している。(食肉小売業)
	サ ー ビ ス 業		1月の宿泊は1年の中で最も動きの鈍い月であった。原材料高と物価高がホテルでの宴会に良くない影響を与えている。1月の新年会も利用状況が予測ほどではなかった。物価高による利用控えの影響が飲食店には出ているよう感じる。原材料の高騰による影響が非常に大きい。(旅館・ホテル)
	建 設 業		恒常的に人手不足は続いている中、建設業界全体の受注が減少しており、内装業界も影響を受け収益が圧迫されている。(職別工事業)
運 輸 業		夜間になると宇都宮市内もぐっと冷え込んでくるが、雨や雪が降らないので週末の街中は結構人出があった。TAXIGO及びUberのアプリ配車も根付いてきて、特にTAXIGOの利用が増え、運用している各社の動きが良い。世の中、何もかも値上げだが、タクシーにおいても今後予定されている。ユーザーにご理解を頂いて利用して頂けるように、更なる安全及び快適の提供を心がけたい。(一般乗用旅客自動車運送業)	

※情報連絡員の方より頂いたコメントの中から一部掲載しています。
集計結果の詳細は本会HP (<http://www.tck.or.jp/>) をご覧ください。

賃上げ時代を支える新たな経営支援の取り組み

栃木県よろず支援拠点 チーフコーディネーター
中小企業診断士 須田 秀規

この稿では、新年度を迎えるにあたり、当よろず支援拠点の新たな取り組みをご案内させていただきます。

近年、「人手不足」や「物価高」、加えて「金利の上昇」「賃上げ」など、中小企業を取り巻く経営環境はますます厳しいものとなっています。さらに、政府は「物価高対策」として「所得向上」を掲げ、そのために2030年までに時間当たり最低賃金を物価上昇に見合った水準まで引き上げる、一部では1,500円水準と言われていますが、それを負担するのは業種や規模に関らず雇用するすべての事業者です。

このような急激な変化は、痛みを伴いますが、物価と賃金のバランスの取れた社会の実現に向けた避けられないもので、まさに中小企業者にとって経営環境の「潮目が変わった」ととらえるべきでしょう。この潮目の変化に乗り遅れると、企業そのものが存続できなくなる、そんな劇的な変化に経営者は向き合わなければならない、そういう時代になった印象です。

では、このような潮目の変化に中小企業はどう立ち向かうべきか。

2025年版中小企業白書では、このような環境変化を「激変する環境において、従来のやり方では現状維持も困難。自社の現状を把握して適切な対策を打つ力が必要」とし、中小企業の現状・課題を掲げています。中でも私が注目したのは「賃上げ」についてです。

白書では、『営業利益向上が賃上げ余力創出の鍵。業績改善なき賃上げからの脱却が必要。』として、①『賃上げを実施する中小企業の割合は増加してきているが、業績の改善が見られない中で実施している割合が高まっており、賃上げを実施した中小企業の過半数を占める。』、②『中小企業では大企業と比べて付加価値額に占める人件費の割合が大きく、営業利益の割合が小さい。これらの差は拡大傾向にあり、コスト上昇に直面する中、中小企業の営業利益は今後さらに圧迫される可能性もある。営業利益の向上は簡単ではないものの、これにより賃上げ余力を創出し、業績改善から賃上げと人材確保の好循環へとつなげていくことが重要。』としています。

次項の図1は中小企業と大企業の付加価値の構成要素を比較したもの（白書より）です。賃上げ余力とされる付加価値に占める営業利益の割合は中小企業で8.3%、今後、世の中は人件費や支払利息が上がる時代です。白書の述べる通り、『従来のやり方では現状維持も困難』、業種を問わず、特にコロナ禍を経て借入過剰体質の企業には、存続をかけて付加価値向上のための自己変革に向き合うことが重要になります。

このような変化に、国はこれまで「価格転嫁」「DX推進」「働き方改革」「省力化投資」「事業再構築」…など、様々な施策を講じてきました。そして昨今の「賃上げ」を実現するために、中小企業庁はそれらを総動員して『収益力の向上・生産性の向上』に取り組む企業を支援する『生産性向上支援センター』を、全国のよろず支援拠点に設置することとしています。

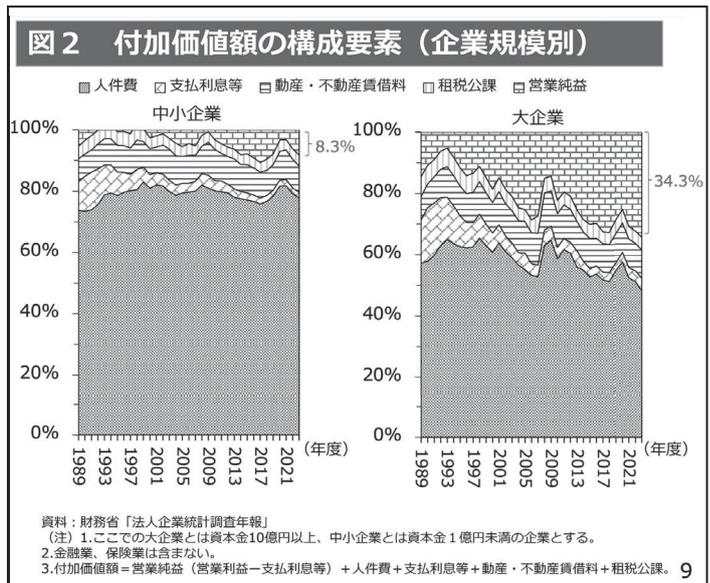


図1 2025年中小企業白書より抜粋

また、右の図2（チラシ）にあるように、このセンターでは、各業種に通じる専門家を置いて、制度の定める「生産性向上計画」を専門家と一緒に作成し、数値目標とそれを達成するための具体的な取り組みを明らかにします。さらに、この計画目標達成に向けて専門家が伴走して支援するものです。また、当該支援を受けることで、一部の補助金が加点され採択されやすくなるなど措置も講じられる予定です。

このように、効率化投資と専門家による経営支援とを一体的に講じて、国が進める「賃上げ」に対応する企業を支えようとする制度、と言ってもよいでしょう。

図2 生産性向上支援センターの案内チラシ

栃木県よろず支援拠点では、当該「生産性向上支援センター」を令和8年4月1日から開設いたします。それに先立ち、お問い合わせやご相談もお受けいたしますので、お気軽にご連絡ください。

【 栃木県よろず支援拠点 】
 〒321-3226 栃木県宇都宮市ゆいの杜1-5-40
 とちぎ産業創造プラザ（公財）栃木県産業振興センター内
 TEL：028-670-2618 / FAX：028-670-2611



伝統文化の継承と子供たちの思いを表現した卒業証書カバー製作プロジェクト

西桂織物工業協同組合（山梨県）

西桂町は古くから織物の産地であり、組合では長く続く地域の織物業を維持発展させるべく事業に取り組んでいる。その中で「織物はこの町の文化だ」という滝口昭一理事の一言をきっかけに、若手組合員の中から「地域にもっと寄り添った活動が必要ではないか」、「織物という伝統産業を通じて地域貢献に取り組みたい」という声が上がったことで、伝統産業の技術を活かして地域の子供たちの卒業という節目に花を添える「卒業証書カバー制作プロジェクト」が立ち上がった。

当プロジェクトは、伝統文化である織物を用いて町内の小・中学校の卒業生に向けて卒業証書カバーを制作する「街の文化×子どもたちの思い×伝統技術×洗練されたデザイン」を融合させたものである。

工夫した点は、組合が一方向的に卒業証書カバーを作るのではなく、子どもたちからのヒアリングや思い出の場所などの現地調査をもとに地域のデザイナーにデザインを依頼、特徴的なデザインに対しても組合員の卓越した技術で対応し、「世界で一つの伝統技術を織り込んだ卒業証書カバー」を完成させたことにある。

制作には様々な困難があったが、子どもたちが西桂町を出た後もふるさとを思い出し、いつか町に戻ってきてもらえるような「思い」を織り込んだ卒業証書カバーを完成させることができ、子どもたちからの感謝の声が今も絶えない。プロジェクト成功のポイントは次の2つである。1つ目は、組合・組合員が「地域に貢献できることはないか」と常に活動を続けてきたこと。2つ目は、行政・学校・住民など地域を巻き込んで取組みを行ったことである。結果として当プロジェクトは、子どもたちの笑顔・ふるさとへの想いの醸成・西桂織物の販路拡大に繋がり、織物文化の継承のきっかけとなった。

組合員それぞれの技術と経験を一つの方向に集約させ、地域を巻き込んで取組みを行ったことが目標達成の要因である。当プロジェクトの成功によって組合員は自信と大きな手ごたえを感じており、地域の伝統文化継承や子どもたちの笑顔と郷土愛の醸成につなげることができた。



製作した卒業証書カバー

住 所	〒403-0022 山梨県南都留郡西桂町小沼1593-1		
設 立	昭和47年6月		
組合員数	14人	主な業種	製造業（繊維工業）

（「令和6年度 組合資料収集加工事業報告書」より転載）

★ Q&A ★ 総会議事録の正本証明について

Q

総会議事録の正本証明はどのように行えば良いですか？

A

正本に代表理事が署名または記名押印をするか、あるいは代表理事が「原本に相違ない」旨の証明を記載し押印する等の方法が考えられます。

総会議事録への署名義務または記名押印の義務はなく、法律上、どのようにこれを正本として証明するかは特に定められていませんが、上記のような方法が一般的です。

（全国中小企業団体中央会「組合質疑応答集」より転載）

キャリアアップ助成金のご案内

人手不足が深刻化する中、非正規雇用労働者の定着や育成は、多くの中小企業にとって避けて通れない課題です。一方で、「正社員化や賃上げを進めたいが、コストや制度面が不安」という声も少なくありません。

こうした課題への対応策として、非正規雇用労働者の処遇改善やキャリア形成を支援する助成制度を設けています。

本誌では、**数あるコースの中から中小企業が比較的取り組みやすく、実務効果の高い以下の2コース**に絞ってご紹介します。

1. 正社員化コース

有期・無期雇用労働者を正社員へ転換した場合に助成される制度です。

1人当たり最大80万円（条件あり）が支給され、計画的な正社員化を後押しします。

また、正社員転換制度や多様な正社員制度を新たに整備した場合、**最大40万円**の加算措置が適用される場合があります。

こんな企業にオススメ

- ・非正規社員の定着に課題を感じている
- ・即戦力人材を正社員として確保したい

2. 賃金規定等改定コース

非正規雇用労働者の基本給を3%以上引き上げる賃金規定改定を行った場合に助成されます。

1人当たり最大7万円と、小規模な賃上げにも活用可能です。

こんな企業にオススメ

- ・正社員化の前段階として処遇改善を進めたい
- ・賃上げを制度として整理したい

【申請・受給までの流れ（概要）】

（1）正社員化コース

- ① キャリアアップ計画書を作成・提出（※正社員転換を行う前に提出）
- ② 非正規雇用労働者を正社員へ転換（就業規則等に基づき実施）
- ③ 転換後6か月分の賃金を支給（※一定の賃金増加要件があります）
- ④ 支給申請 → 助成金受給

（2）賃金規定等改定コース

- ① キャリアアップ計画書を作成・提出（※賃金規定を改定する前に提出）
- ② 賃金規定等を3%以上増額改定（非正規雇用労働者の基本給が対象）
- ③ 改定後の賃金を6か月分支給
- ④ 支給申請 → 助成金受給

⇒申請方法や制度の詳細については、厚生労働省のHPをご覧ください。か、栃木労働局または県内のハローワークまでお問い合わせください。

厚生労働省
キャリアアップ助成金について→



中央会からのお知らせ

決算期以降の事務手続きについて

多くの組合が年度末を迎える時期となりました。決算から通常総会の開催にかけて、さまざまな手続きが必要となります。要点をまとめましたので、事前にご確認をお願いいたします。

☑決算関係書類、事業報告書の作成

組合は、毎年決算関係書類及び事業報告書を作成しなければなりません。組合の決算関係書類とは、「財産目録」「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分案又は損失処理案」をいいます。

☑決算関係書類の監事への提出

組合は、「決算関係書類」「事業報告書」について、監事の監査を受けなければなりません。

監事は、受領した「決算関係書類」「事業報告書」について、監査方法・内容等を記載した監査報告を作成し、理事に対し書類の全部を受領した日から4週間経過した日若しくは理事との合意により定められた日のいずれか遅い日までに、監査報告の内容を通知しなければなりません。

☑出資金の変更登記

決算時の出資金額が、登記済みの金額と変更がある場合には、事業年度終了後4週間以内に所管の法務局において出資金の変更登記が必要です。

☑理事会の招集・開催

理事長は、理事会の会日の1週間前までに、各理事に対し理事会招集通知を发出しなければなりません。

理事会においては、通常総会の開催（日時、場所等）及び総会議案の議決をするとともに、監事の監査を受けた「決算関係書類」「事業報告書」の承認を行います。

☑通常総会招集通知の发出等

理事長は、通常総会の会日の10日前までに組合員に到達するように、総会招集通知を发出します。

総会招集通知には、会議の日時、場所のほか議案等会議の目的たる事項を示すとともに、理事会の承認を受けた「決算関係書類」「事業報告書」及び「監査報告」を添付し、組合員に提供しなければなりません。

☑通常総会の開催

定款の定める開催時期（通例は事業年度終了後2ヶ月以内）に開催しなければなりません。

この通常総会で、決算関係書類、新年度の事業計画案、収支予算案、役員改選等、先の理事会で決めた提出議案について審議決定をします。

※総会等の運営や手続き上でご不明な点がございましたら、中央会へお気軽にお問い合わせください。

編集後記

2026年もあっという間に3月に差し掛かり、春の兆しを感じる今日この頃ですが、皆様はいかがお過ごしでしょうか。私は冬にたくさん食べて体重が増えてしまった分、運動をしてどうにか減量する努力をしています。まだまだ寒いですが冬場と比べれば多少は寒さも和らぎ、日も伸びたので運動しやすい季節になったかと思えます。

こうした時期におすすめしたい運動ははずばり、散歩ではないでしょうか。身体をほどよく温め、寒さで縮こまっていた体をゆっくり目覚めさせるには最適な運動であると言えます。また、この時期からは花粉が飛び始めるので、花粉に気を付けながら楽しむのがコツです。皆さんも自分に合う運動を見つけて、心身ともに軽やかな春を迎えましょう！（G.T）

組合の情報やPRチラシを、「中央会 Monthly とちぎ」に同封しませんか？

商品やイベントの告知をしたい方、組合チラシを幅広く配布したい方、ぜひ当会「チラシ同封サービス」をご活用ください。発送コストの削減や、効率的なPRが可能となります！詳細はお電話にてお問合せください。